

特集

改正後ミニマム
タックス制度と
税収推計

公認会計士・税理士：生子 洋輔

目	次
はじめに..... 17	(1) 国税庁から公表される統計情報..... 23
1 本制度の概要、改正内容等..... 18	(2) 所得者区分における「他の区分に 該当しない所得者」..... 25
(1) 現行制度導入から改正に至るまで の経緯等..... 18	(3) 調査結果（統計表）の第1表（総 括表や各内訳）を用いた推計..... 27
(2) 現行制度及び改正後の新制度概要..... 19	(4) 新制度の税収効果のまとめ等..... 29
(3) 本制度の適用対象となりえる高額 取引例..... 22	おわりに..... 30
2 令和6年分の統計情報から推計する 本制度の税収効果..... 23	

はじめに

本稿で取り上げる各年度の高所得者を対象とする、いわゆる所得税のミニマムタックス制度^{*1}（以下、本制度、新制度などの表現を用いる。）は、令和7年分の所得税よりその適用が開始され、この3月15日に初めての確定申告を迎えた。

本稿執筆を進めている衆院選挙後の2026

年2月以降の株式市場は、高市政権による自民党一強体制が始まり、日経平均株価が過去最高値を更新するなど活況を呈した後、イラン情勢を背景に見通しが不透明な状況となってきている。もっとも、ここ数年の日本における株式市場が総じて良好な環境であったことを踏まえると、本制度の課税対象となり得る、1億円を優に超える金融所得等を有する高所得者層は、日本におい

^{*1} これまでに政府会議体など各所で議論をされてきた際には、米国AMT（Alternative Minimum Tax）に倣って「ミニマムタックス」「ミニマム課税」という呼称で表現されてきており、他にも金融所得課税や富裕層課税として論じられたこともある。後述のとおり所得税における特例措置としては、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（措法41の19に規定する「特定の基準所得金額の課税の特例」）、が正確な呼称である。

ても年を追うごとに増加していると考えられる*²。一方で、昨年末の令和8年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）における新制度の影響見込みは、政府からの公表情報も踏まえた報道も行われたが、影響を受けると想定される課税対象者の予測が200人程度から2,000人程度に拡大するなど*³、当初公表された数値は控えめに見受けられた。

本稿では、そのような公表数値について、一定の前提を置きながらも検証を加えるため、国税庁が2月末に公表している最新の統計情報である令和6年分申告所得税標本調査結果を基に、予測される改正後の新制度の適用対象者数及び所得税の税収について簡便的な推計を実施した。

以下では、本制度の導入経緯、現行制度の概要及び昨年末の大綱による改正内容を整理したうえで、対象となり得る高所得者層の具体的な所得発生イメージを示し、あ

わせて上述した改正後の新制度による税収効果の推計について取り上げる。

1 | 本制度の概要、改正内容等

(1) 現行制度導入から改正に至るまでの経緯等

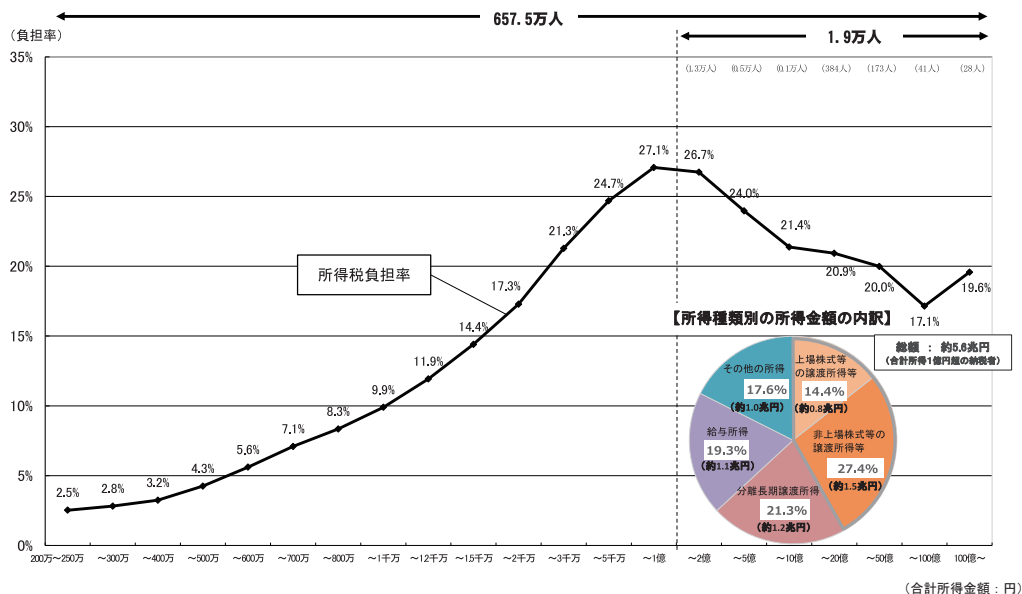
令和3年の総裁選で岸田総理が掲げた、所得格差縮小に向けた金融所得税制の見直しは、同政権誕生後、政府税制調査会で本格的に議論されるようになったが、当時の環境を踏まえ、検討が一時見送られた。その後、令和4年10月の政府税制調査会で合計所得金額が1億円を超えるような高所得者層において、所得税率15%等の分離課税適用所得の割合が高まるにつれて所得税負担率が低下する「1億円の壁」の問題（図表1）が取り上げられたことを契機に、本制度が世間の関心を集めるようになった。以降、各所の議論を経た上で令和5年度税制改正において現行制度が導入された*⁴。

*² 毎年の所得増加傾向に着目したレポートではないが、日本における純金融資産保有額は、富裕層や超富裕層を中心に、2013年以降一貫して増加傾向にあるとするニュースリリースが、2025年2月に株野村総合研究所から公表されている。
<https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/files/000042177.pdf>

*³ 時事通信ニュース「所得6億円超、課税30%に強化＝超富裕層の「1億円の壁」是正」（令和7年12月19日）
<https://sp.m.jiji.com/article/show/3676740>

*⁴ 背景などの詳細は、財務省「令和5年度税制改正の解説」234、235頁等参照

図表1 申告納税者の所得税負担率（令和2年分）*5



（出所） 令和2年分の国税庁「申告所得税標準調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より筆者作成。
 （注1） 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
 また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。
 （注2） 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税（株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得）の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のものの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したものである。

現行制度が導入された令和5年度税制改正大綱のタイミングでは、本制度対象者の想定が高所得者層200～300人程度となる報道*6のみで世間から然程の注目を集めることもなく、所要の法令・通達が根拠条文等として粛々と整備され、令和7年分の所得税の確定申告から適用が開始されている。なお、令和7年後半の高市政権における「責任ある積極財政」の議論の中で、本制度はガソリン暫定税率の減収約1.5兆円に対する財源の1つとして取り上げられるようになった*7。そのような政策的な動向を踏まえ、昨年末の大綱で現行制度対象者

の増加及び負担税率増加に繋がる改正が行われることが決まり、現行制度の税収見込みと合わせた平年度の財源として4,000億円程度の増収が見込まれる旨が、財務省ホームページで掲載されている大綱内で明記された*8。

(2) 現行制度及び改正後の新制度概要

本制度を理解するには、まず所得税の課税体系を確認しておく必要がある。所得税は、個人の年間所得を発生原因ごとに10種類に区分して所得金額を算定し、それぞれの所得金額を求める。そのうち給与所得や

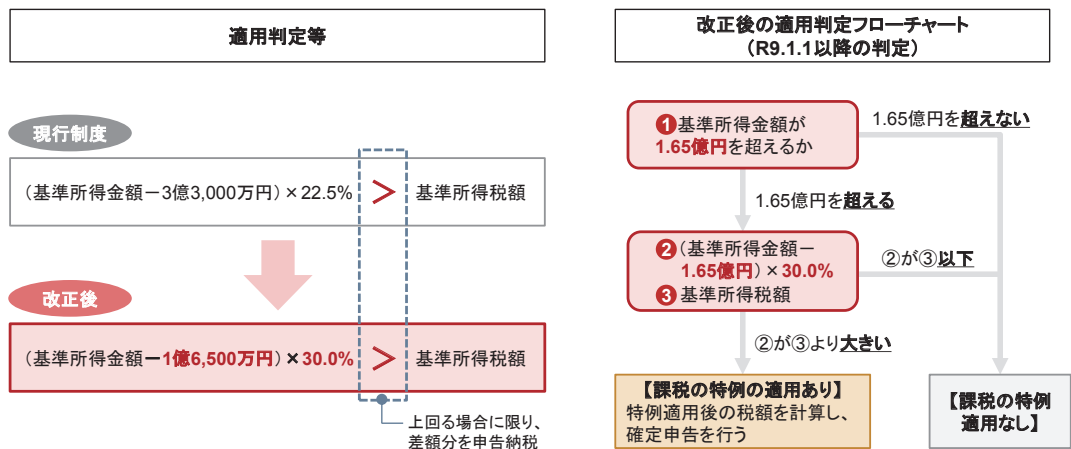
*5 令和4年10月18日 政府税制調査会【総19-2】財務省参考資料（個人所得税）3頁参照
 *6 読売新聞オンライン「所得30億円超に課税強化、200～300人対象見通し「1億円の壁」是正へ」（令和4年12月14日）
<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20221213-OYT1T50283/>
 *7 与野党6党でガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止が合意され、法人税関係租税特別措置と本制度の見直しを代替財源として検討を進める旨が合意書に記載された（令和7年11月5日「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」
<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211748.pdf>）。
 *8 大綱（令和7年12月26日閣議決定）の税収見込みは、大綱の参考1・2を参照。

一時所得などの一定の所得を合算し、累進課税を適用する総合課税（最高45%）が原則となる。ただし、一部の所得は他の所得と通算せず、当該所得ごとに税額を計算する申告分離課税の対象となる。例えば、給与所得者は総合課税の累進税率（最高45%）の中で給与所得に対する所得税を負担しているが、金融商品の売買や不動産の売買など政策的に分離課税となる所得については、申告不要制度も含め15%の所得税の負担で完結する体系となっている。そのため、高所得者の通年の合計所得に対する相対的な所得税負担率は、分離課税の恩恵を受ける所得の構成比が増えるほど低減しやすい傾向が生じる。(1)で述べた導入議論は、その観点に着目しており、租税特別措置法41の19（極めて高い水準の所得に対する負

担の適正化措置）の適用開始によって、対象となる一部の高所得者が、現行制度の最低負担税率22.5%を踏まえた所得税の追加負担の影響を受けることになる。詳細は、令和8年度税制改正の速報を取り上げた本誌2026年2月号特集（14頁、40頁等）を参照いただきたいが*9、仮に全ての所得が分離課税（15%）であった場合、現行制度では約10.3億円の基準所得金額（以下で詳述する。）から追加の所得税負担が生じる構造であるが、改正後の新制度では約3.3億円の基準所得金額から追加の所得税負担が生じる構造となる。

下記の図表2は、現行制度及び新制度のそれぞれの適用判定において用いられる算定式を比較し、また、新制度における適用判定の流れを示している。

図表2 現行及び新制度の計算式、適用判定など



(出所) 国税庁ホームページに掲載されている現行制度の計算式及び適用判定フローチャート、改正後は財務省ホームページ2月20日掲載の所得税法等の一部を改正する法律案等を参照し筆者作成

*9 本誌2026年2月号特集「令和8年度税制改正速報」で取り上げている本制度の改正概要等（税理士法人大手町トラスト代表社員 飯守一文など）を併せてご参照いただきたい。

算定式における「基準所得金額」は、銀行預金や公社債の利子等のように、源泉徴収の段階で申告不要となる源泉分離課税所得や、NISA制度等による非課税所得を除き、所得税における各種所得金額を合算した値である。具体的には、後述の新様式記入欄にある申告書第1表⑫欄の総合課税の所得金額合計、分離課税の各種所得金額、山林所得金額、退職所得金額、加えて確定申告不要を選択している場合はその適用がないものとして計算した所得（源泉徴収することを選択した証券会社の特定口座内における上場株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る配当所得等）を加算した合計値である。ここでいう各種所得金額は、各収入から所得計算後の結果を取り込む構造であるため、例えば、長期譲渡所得、一時所得及び退職所得の計算における2分の1の低減効果^{*10}や、各種特別控除の適用効果、損益通算の効果、分離課税の金融商品関連における繰越損失の控除効果などは

失われない。他方、これまでは申告不要制度の中で申告が完結（所得税15%の源泉徴収等）していた証券会社の特定口座で生じていた上場株式等の売却益や配当等も、基準所得金額に含まれることになるため、一定の影響が生じる。

また、算定式にある「基準所得税額」は、本制度の適用がないものとして所得税法、その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額をいうため、基準所得金額を基に確定申告書を作成し算出した場合においては、申告不要制度を適用していない所得税確定申告書第1表⑫欄の差引所得税額と、それに対する復興特別所得税額を加算した金額となる。これらを踏まえた令和7年分からの所得税確定申告書の新様式は、下記の図表3左側にある適用判定表兼税額計算書、右側の記載例のとおり、適用判定等に資する仕様となっており、留意点を含め本制度の算定構造を理解するために一度ご参照いただきたい。

^{*10} 例として退職収入が生じる場合（特定役員退職手当等を除く）は、退職収入から一定の退職所得控除額を控除し、その残額に2分の1を乗じた後の退職所得の金額に分離課税として所得税率を乗じ所得税が算定されるため、退職所得が基準所得金額であれば、2分の1の低減効果は残ることになる。

図表3 本制度の令和7年分所得税申告用の新様式等

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 業 税額計算書

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 業 税額計算書
 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 業 税額計算書
 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置

1 基準所得金額の計算

所得	金額	控除
給与所得	1,000,000	1,000,000
退職所得	500,000	500,000
雑所得	100,000	100,000
合計	1,500,000	1,500,000
基準所得金額	1,500,000	

2 特例適用判定・税額の計算

課税標準	1,500,000
控除	1,500,000
課税所得	0
税額	0

課税の特例の適用
 組合の税額計算に
 関する事項は、この
 計算書に記載され
 ない。税額計算書
 の記載事項は、本
 計算書の記載事項
 と一致するものとす
 る。

等又は上記様式等に
 なる様式のものに
 記載する。

この計算書の各種
 欄に申告書の記載
 事項を記載し、税額
 計算書の記載事項
 と一致するものとす
 る。

申告書第一表の「税
 所得がある場合、そ
 の内容を記載し、算出
 結果を記載する。

控除などの各種控除
 となった場合、
 記載してください。

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 業 税額計算書

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 業 税額計算書

1 基準所得金額の計算

所得	金額	控除
給与所得	3,000,000	3,000,000
雑所得	100,000	100,000
合計	3,100,000	3,100,000
基準所得金額	3,100,000	

2 特例適用判定・税額の計算

課税標準	3,100,000
控除	1,600,000
課税所得	1,500,000
税額	159,363.878

- 給与所得以外に申告分離課税（または申告不要制度を選択）として多額の金融商品の譲渡所得等が生じる
- 長期で保有している不動産の売買を予定しており、多額の長期譲渡所得が生じる
- 多額の特定暗号資産の譲渡所得が生じる*11
- オーナー経営者が、役員報酬以外に個人保有の自社株売却をM & A等で予定しており、多額の非上場株式の譲渡所得が生じる
- オーナー経営者の相続発生時など自社株を相続承継する後継者が、相続税の納税資金作りが必要な状況でみなし配当の特例（措法9の7①）を用いて、自己株式の取得による発行会社が買取

*11 大綱で、金融商品取引法の改正の施行の日の翌年1月1日以後に行う特定暗号資産の売買による譲渡所得等は分離課税の譲渡所得として取り扱うことができる特例の整備がされた。詳細は、財務省ホームページ2月20日掲載の所得税法等の一部を改正する法律案で、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例の創設（新設の措法38の2、38の3）等を参照。

- る場合、株式等の譲渡所得が生じる
- 国外への転出時に多額の上場株式、非上場株式などの有価証券等の対象資産を保有しており、国外転出時課税の対象となるみなし譲渡所得が生じる^{*12}

2 令和6年分の統計情報から推計する本制度の税収効果

(1) 国税庁から公表される統計情報

国税庁は、各種税目等における統計情報をそれぞれ毎年所定の時期にホームページ上で公表している^{*13}。法人税であれば、過去の確定申告の実績に基づいた法人形態毎の会社数、所得金額、税額、都道府県別の内訳などが統計年報として公表されている。また、統計情報の中には、全数調査を行っている統計年報とは異なり、各種標本対象

から内訳情報などの推計を含んだ標本調査に基づいた統計情報も公表している。例えば、全体の母集団が非常に大きい民間給与実態統計調査や、個人や法人などの所得階層別の実態等を整理している標本調査結果と呼ばれる統計情報が公表されている。後者の申告所得税標本調査結果（以下「標本調査結果」という。）については、最新の令和6年分として、次の図表4が公表されている。標本調査結果は、税務統計から見た申告所得税の実態を表す情報であり、本制度の導入検討時の財務省各資料（前掲図表1を参照^{*14}）の令和2年分参照情報として用いられているほか、後述する本稿の推計においても、分析に必要な年分を同様に参照している。

^{*12} なお、国内に住所及び居所を有しないことになる国外への転出において、一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等しているなど国外転出時課税の対象者は、保有資産に応じたみなし譲渡所得（15%等）に対する所得税について納税猶予の特例を活用することができる措置が設けられている。その際、本制度によって追加で生じる所得税負担も合わせて納税猶予の特例の適用を受けることができる構造となっている。詳細は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」などの国税庁様式等も参照。

^{*13} <https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm>

^{*14} 本稿図表1の（注1）のとおり、本統計情報の特徴として、所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれておらず、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。なお、後述の本稿の推計を進めるにあたっては、銀行の利子等の源泉分離課税が本制度の集計からも同様に除外されており、分析上の影響を及ぼさないことや、申告不要制度（所得税15%源泉）の所得税が含まれていなかったとしても、本稿の分析上の影響として、本来含めていれば明らかに増収となる財源対象であることが分かれば、少なくとも減収方向への影響は生じないため本稿結論への影響は生じないと捉えている。

図表5 令和6年分の各区分別の標本割合

(参考) 所得者区分別・合計所得階級別の標本割合は、次のとおりである。

合計所得階級		所得者区分		事業	不動産	給与	雑	他の区分に該当しない
70万円以下				29.9%	45.7%	22.4%	14.5%	28.1%
70万円超		100万円以下		2.9%	30.5%	23.6%	21.5%	69.1%
		⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
1億円〃		2億円〃		49.9%	36.5%	55.9%	73.1%	43.5%
2億円〃		5億円〃		78.3%	98.9%	67.8%	99.4%	42.0%
5億円〃		10億円〃		100.0%	100.0%	99.1%	97.4%	42.1%
10億円〃		20億円〃		100.0%	-	100.0%	100.0%	42.6%
20億円〃		50億円〃		100.0%	-	100.0%	85.7%	56.1%
50億円〃		100億円〃		100.0%	-	100.0%	100.0%	69.4%
100億円超				-	-	-	-	100.0%

(出所) 令和6年分標本調査結果1頁をもとに筆者作成

(2) 所得者区分における「他の区分に該当しない所得者」

本稿冒頭の図表1は、令和5年度税制改正に向けた政府税制調査会において財務省が作成した当時の資料である。当該資料は、「1億円の壁」問題における令和2年分の所得税負担率の推移を示しているが、同年分の標本調査結果より資料を作成している旨が(備考)に記載されている。そこで、筆者も同年分の標本調査結果における第1表、及び第2表^{*16}の情報を用いて、当該資料に掲載されている所得税負担率の推移と1億円超の所得者区分の円グラフの再現を行った。再現の結果、資料上にある各種数値の一致を確認でき^{*17}、財務省作成資料を再現する集計手法を確認することができた。

この結果に基づき、本年2月末に国税庁ホームページに掲載された令和6年分等の

標本調査結果を基に同じ集計手法で各種グラフ作成を行ったところ、円の大きさにより、令和2年、同5年及び同6年の各年における合計所得1億円超の納税者の所得金額の総額を表した図表6から明らかのように、円グラフとその額は、令和2年分の約5.6兆円から令和6年分の約11.5兆円までほぼ倍増した。その間に、所得税全体に係る合計所得金額は、令和2年分の43.6兆円から令和6年分の51.2兆円まで約7.6兆円増加しており、上記の約5.6兆円と約11.5兆円との差額5.9兆円は、この純増分約7.6兆円の約8割を占めるに至っている。また、円グラフの内訳で示している各所得区分のうちの株式等の譲渡所得等(分離課税15%)に着目すると、令和2年に約2.3兆円であった所得金額の総額が令和6年には約5.9兆円となっており、2倍を超える顕著な増加

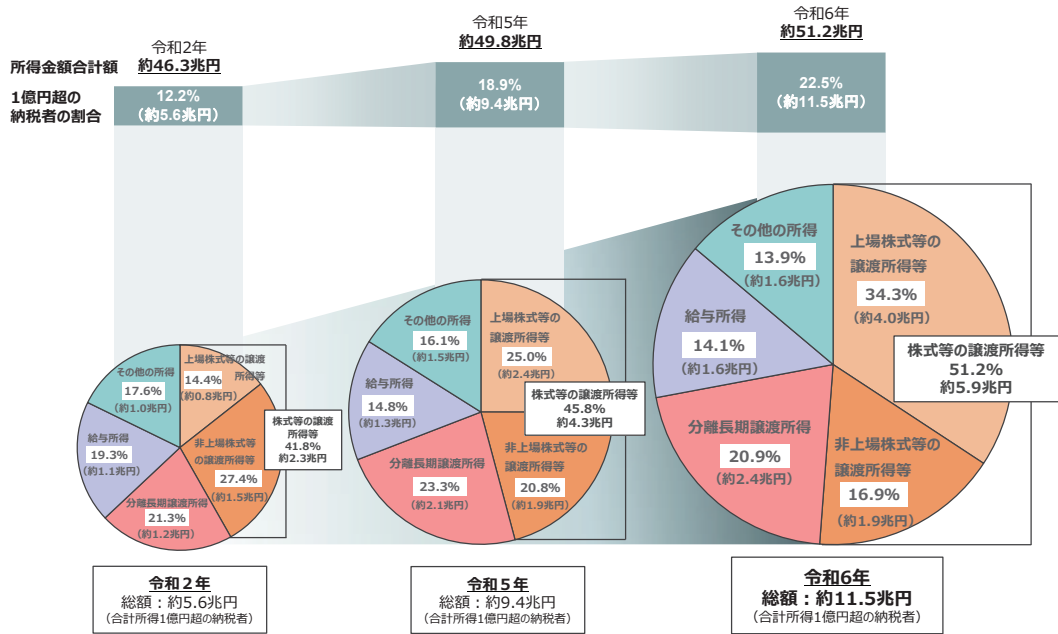
*16 後述の図表7(第1表)が標本調査結果で定義する5つの所得者区分別であるのに対し、第2表は、所得税の所得種類別表の作りとなっており、合計所得階級ごとに各種所得の内訳(人員と合計所得金額)が集計され記載されている。

*17 例として、令和2年分の第1表 総括表32頁の上部「合計」内の合計所得階級「100億円超」の区分、①合計所得金額469,870百万円に対する②納付税額91,985百万円(同右欄にある源泉徴収税額20,728百万円と申告納税額71,257百万円の合計値)の所得税負担率は、②÷①=19.6%(小数点2位以下を四捨五入)となり、資料上の該当数値との一致を確認している。なお、脚注18の各数値は、財務省が独自に算定した数値であるため、一致の検証対象から除外した。

に至っていることが分かる*18。このように、
本制度の影響を受ける高所得者層の対象所

得が近年大きく増加している特筆すべき傾
向が読み取れる結果となった。

図表6 各年分の合計所得1億円超の納税者の所得総額等



後述の税収推計に向けて、前掲図表4の
令和6年分の標本調査結果にあらためて着
目すると、所得者区別と合計所得階級別
に、全国524税務署の申告所得税納税者
の中から一定の方法で標本を抽出し、その標
本の基礎データを基に母集団全体の計数が
推計されている（一部の調査項目につい
ては、全数調査が行われている）。実際に使
用されている標本数は、申告所得税納税者
数515万人に対して、261万人に及ぶ。

統計情報としては、縦軸に合計所得階級、
横軸に所得者区分の2項目の観点で整理さ
れている。前者の合計所得階級は、合計所
得の70万円以下から100億円超まで全部で
25階級の区分がある。後者の所得者区分は、
確定申告又は税務署長等の決定の内容によ
り判定されている各人の所得が①事業所得、
②不動産所得、③給与所得、④雑所得及び
⑤①～④以外の所得を合計した所得（以下
「他の区分に該当しない所得」という。）の

*18 本稿図表1の財務省資料令和2年分円グラフ（注2）に記載のとおり、株式等の譲渡所得等の金額の約2.3兆円の内訳である「非上場株式等の譲渡所得等」「上場株式等の譲渡所得等」は、全体2.3兆円の金額に財務省が一定の前提を置いた確定申告書データによる比率を用いて機械的に算定した数値である。筆者が集計している令和5年と令和6年円グラフの株式等の譲渡所得等の内訳区分の算定は、次の合理的な仮定を算定の前提に置いている。令和2年の非上場株式等の譲渡所得等の金額を基礎数値として、各年分の非上場株式等の譲渡所得等の推計金額の合理的な傾向が、非上場オーナーの自社株譲渡に関連し、中小企業のM&A仲介手数料を売上高として計上している最大手の㈱日本M&Aセンターの連結売上高と同様の傾向（趨勢）を示すと仮定し、当該基礎数値に対して当該連結売上高の増加率を乗じることで、各年分の推計値を算定した。

5つに区分されている^{*19}。後述の推計で着目する⑤「他の区分に該当しない所得者」の区分は、事業所得者、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者を表しており、①として定義される事業所得者^{*20}、及び①以外に②③④として定義される不動産所得、給与所得、雑所得が全体の所得の中で最も大きい者を除くことで、⑤に区分される。よって、本稿推計で着目したい株式等の譲渡所得等の金額などの分離課税（15%）の対象となる所得の割合が他の所得より大きい者は、必然的に⑤の区分に分類されることになる。所得者区分に係る5区分の定義だけでなく、これまでに取り上げてきた本

統計情報としての性質の詳細は、本稿の理解を深めていただくためにも、脚注15で示した、国税庁ホームページに掲載されている令和6年分標本調査結果1、2頁等を実際に参照いただきたい。

(3) 調査結果（統計表）の第1表（総括表や各内訳）を用いた推計

標本調査結果は、上記(2)で取り上げた2項目の観点により、調査結果（統計表）の第1表ないし第10表に、資料内の統計情報としてまとめられている。図表7に示したのは、そのうちの第1表の総括表であり、以下、この表を用いて推計を行う。

^{*19} 前述のとおり所得者区分を5つの区分に分けているが、入口の分類は「事業所得者」、「その他所得者」に分類する定義が置かれている。この際、事業所得者は「各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者」、その他所得者は「各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者」と定義されている。

^{*20} 全体の結論に影響は及ぼさないが、脚注19のとおり事業所得者の定義は特徴がある。例えば、事業所得10億円、給与所得1億円、不動産所得4億円、株式等の譲渡所得等8億円の高所得者がいる場合の区分は、事業所得10億円と個々の所得の比較ではなく、事業所得10億円と残りの所得13億円の合計との比較となるため、最終的に本件の高所得者は本稿⑤「他の区分に該当しない所得者」に区分されることになる。

図表7 標本調査結果内にある統計表（第1表 総括表）

令和2年

合計所得階級	合計所得		源泉徴収税額			申告納税額
	人員	金額 百万円	人員	金額 百万円	金額 百万円	
合計	6,574,695	42,579,646	3,912,546	2,667,873	3,166,363	
70万円以下	112,925	71,907	13,845	178	89	
100万円 #	256,961	218,721	47,639	405	2,791	
5,000万円 #	90,382	3,405,846	79,968	457,777	382,933	
1億円 #	43,573	2,930,290	37,727	404,829	388,621	
2億円 #	12,995	1,744,567	11,142	213,663	252,808	
5億円 #	4,735	1,391,282	4,099	131,497	201,896	
10億円 #	1,041	707,869	942	49,726	101,594	
20億円 #	384	519,095	363	33,329	75,292	
50億円 #	173	520,820	164	24,767	79,362	
100億円 #	41	273,774	39	5,671	41,270	
100億円超	28	469,870	27	20,728	71,257	
計	6,574,695	42,579,646	3,912,546	2,667,873	3,166,363	
他の区分に該当しない所得者						
70万円以下	4,665	2,999	332	9	19	
100万円 #	8,293	7,118	690	5	255	
2億円 #	6,941	950,985	5,224	28,820	142,363	
5億円 #	3,292	980,776	2,704	33,010	143,212	
10億円 #	849	582,808	761	17,942	85,569	
20億円 #	338	455,988	317	17,261	67,328	
50億円 #	156	474,985	148	13,115	72,726	
100億円 #	40	268,736	38	4,646	40,780	
100億円超	28	469,870	27	20,728	71,257	
計	314,002	8,435,097	163,067	196,890	1,147,634	

令和6年

合計所得階級	合計所得		源泉徴収税額			申告納税額
	人員	金額 百万円	人員	金額 百万円	金額 百万円	
合計	5,158,280	51,228,430	3,302,359	3,446,992	4,406,942	
70万円以下	16,171	11,234	4,726	53	109	
100万円 #	13,549	11,684	1,589	17	151	
5,000万円 #	116,832	4,409,975	100,689	594,125	495,594	
1億円 #	61,367	4,160,251	51,220	547,804	541,202	
2億円 #	20,513	2,779,487	16,849	320,428	386,497	
5億円 #	8,252	2,447,696	6,905	223,392	349,878	
10億円 #	2,056	1,395,952	1,804	96,682	202,581	
20億円 #	798	1,082,907	734	54,325	158,245	
50億円 #	446	1,347,983	418	52,359	198,870	
100億円 #	113	778,792	110	13,770	118,116	
100億円超	66	1,685,072	63	19,222	237,494	
計	5,158,280	51,228,430	3,302,359	3,446,992	4,406,942	
他の区分に該当しない所得者						
70万円以下	947	662	222	2	20	
100万円 #	3,802	3,341	236	3	64	
2億円 #	12,425	1,711,368	9,079	63,763	239,634	
5億円 #	6,081	1,827,735	4,848	68,971	260,962	
10億円 #	1,718	1,172,917	1,482	43,118	169,580	
20億円 #	700	952,782	640	25,345	138,081	
50億円 #	410	1,247,407	385	31,736	183,159	
100億円 #	108	750,016	105	13,386	107,147	
100億円超	66	1,685,072	63	19,222	237,494	
計	382,695	15,431,428	201,555	401,341	2,087,323	

(出所) 両年分の標本調査結果第1表総括表ををもとに筆者作成

図表内に青枠で括った申告所得税納税者の全体の統計数値は、令和6年分であれば、申告所得税納税者数が約515万人、合計所得が約51.2兆円、所得税の税収が源泉徴収税額が約3.4兆円と申告納税額が約4.4兆円を足した約7.8兆円となることを表している。この数値は、国税庁から公表されている令和6年分の各種統計情報の数値と整合した情報である。

一方で、図表内に赤枠で括った統計数値は、前述の(2)で取り上げた⑤「他の区分に該当しない所得者」に該当し、青枠の合計に対し5区分の内訳の1つを表す統計数値である。また、赤枠の統計数値は「他の区分に該当しない所得者」の中で、合計所得階級の1億円超2億円以下の階級区分から100億円超の階級区分までを対象としており、本稿前半で取り上げた改正後の新制度

(1.65億円の特別控除額、税率30%適用)の影響を直接受ける可能性がある高所得者層の対象範囲を表している。

以下では、本稿の税収推計における算定のため、前掲図表7の赤枠実線(右側の6年分)で括った合計所得階級ごとの合計所得の一人当たりの金額を、階級ごとの人員を基に計算し、改正後の新制度の算定式(図表2で示す適用判定フローチャート①②③を参照)を当てはめ、図表8で示す税収の推計を行う。まずは、同フローチャートの①の算定を行うため、合計所得金額を表内の階級に所属する人数で除し、一人当たりの合計所得金額を計算した後に、新制度の1.65億円の特別控除額を減算している。次に、同フローチャートの②の算定を行うため、①で算定された残額に対して改正後の所得税負担税率30%を乗じる計算を行い、

最終的に合計所得階級の人数を乗じること
で、合計所得階級ごとの「推定結果1」を
算出している。なお、この推定結果1の算
定において、合計所得階級1億円超2億円

以下の階級がマイナスとなったため、同階
級は、改正後制度によって追加の所得税負
担が生じない階級と捉え、同階級の所得税
税収効果はゼロとみなした。

図表8 税収推計の算定過程

改正後制度
〔1.65億円特別控除額、最低負担税率30%〕

推定結果2
改正後制度による
所得税増収効果は
ゼロとみなす

合計所得階級	合計所得人員 (人)	合計所得金額 (百万円)	(合計所得金額/合計所得人員-165) ×30%×合計所得人員 (百万円)	源泉徴収税額 +申告納税額 = A (百万円)	推定結果1 - A (百万円)
~2億	12,425	1,711,368	0	303,397	0
~5億	6,081	1,827,735	247,311	329,933	0
~10億	1,718	1,172,917	266,834	212,698	54,136
~20億	700	952,782	251,185	163,426	87,759
~50億	410	1,247,407	353,927	214,895	139,032
~100億	108	750,016	219,659	120,533	99,126
100億超~	66	1,685,072	502,255	256,716	245,539
計	21,508	9,347,297	1,841,170	1,601,598	625,591

影響を受けると推計される高所得者層（所得階級5億円超ないし100億円超）に帰属している計3,002人

推定結果1

推定結果3

続いて、同フローチャート②と③の比較
を行い、新制度による階級での所得税の税
収効果を推計する。具体的には、同フロ
ーチャート②が③を上回る場合に新制度の適
用があると判定できるため、合計所得階級
ごとの推定結果1から、同じく前掲図表7
の赤枠右側にある合計所得階級ごとの令和
6年分の所得税額を示す源泉徴収税額と申
告納税額を合算した金額を、先ほどの推定
結果1から減算し「推定結果2」を算出し
た。推定結果2では、合計所得階級の2億
円超5億円以下の階級のみがマイナスとな
ったため、同階級は新制度によって追加の
所得税負担が生じない階級と捉え、同様に
所得税税収効果をゼロとみなすことにした。

最後に、ゼロとみなした階級以外の合計
所得階級の5億円超ないし100億円超では、
推定結果2が全てプラス値の結果となった
ため、改正後の新制度の税収効果の推計の

ため、推計結果2を全て合計した「推定結
果3」を算出した。

(4) 新制度の税収効果のまとめ等

前述(3)の推計結果3によると、令和6年
分の統計表に基づいて改正後の新制度
(1.65億円の特別控除額、最低負担税率30
%)を当てはめた所得税税収効果の金額は、
+6,255億円(令和5年分の推計結果の参考
値+4,283億円)、影響を受けると推計され
る高所得者層の人数は、所得階級別の5億
円超ないし100億円超に帰属している計
3,002人(同じく令和5年分の推計結果の
参考値計2,197人)となった。参考情報と
して、同様に令和6年分の統計表に基づい
て現行制度(3.3億円の特別控除額、最低
負担税率22.5%)を当てはめた所得税税収
効果の金額は、+1,930億円(令和5年分の
推計結果の参考値+1,114億円)、影響を受

けると推計される高所得者層の人数は、所得階級別の20億円超ないし100億円超に帰属している計584人（同じく令和5年分の推計結果の参考値 計363人）となった。

以上のとおり、令和6年分の所得税収7.8兆円に対し、標本調査結果に基づき改正後の新制度の算定構造を機械的に当てはめた本稿の推計では、約0.62兆円（+7.9%）の増収効果が見込まれる。したがって、本制度は高い増収効果の可能性を有し、本邦の税収に大きく寄与する可能性があることが確認できた。

一方で、**図表6**の検討で取り上げているが、本制度によって対象となり得る所得の構成が、分離課税の中でもとくに株式等の譲渡所得等（所得税15%の申告分離課税）が占める割合が大きいと見込まれ、イラン情勢が不透明な中、日本の金融市場の活況等に依存していることが明らかとなった^{*21}。したがって、本制度を安定財源として位置づけるにはやや不安定な要素があり（前述の通り、本制度を導入してもなお追加の財源措置が必要となる議論がこれまでも行われている）、政策的な金融市場の活性化が不可欠となる。岸田政権以降、継続されてきた金融市場の発展に向けた議論や改革動向を注視するとともに、日本の金融市場がもつ今後の可能性に期待を寄せたい。

なお、上記の結果を踏まえた際、冒頭で触れた大綱の公表時や、その後の報道における本制度の影響予測（例：増収見込み+4,000億円、影響対象者2,000人程度など）

について、どの年度における基礎情報を用いて将来の増収見込みが算定されているかが明確でないことは、今後も、財務省ホームページに掲載される税制改正大綱を読み解く際に留意すべきと思われる。例えば、国税庁は令和6年分の統計情報を直近2026年2月末に公表しており、当該情報は少なくとも事前に政府内で活用できる情報として大綱の増収予測に反映されていたのか、あるいは令和5年分のデータに対して市場動向等の予測値を加えて令和6年分を推計しているかなど、いずれか推計の前提も把握できることが望ましい。大綱の公表において、政府内で入手可能となり得る基礎情報の想定からすると、**図表8**の増収効果は少なくとも推計できている可能性があり、報道等で公表された控えめに見受けられた各種数値に対して、本稿を通じ一定の前提を踏まえた検証を加えることができた。

おわりに

政策的な意図は多様にあるものの、金融市場の発展に伴って増収が大きく増加する可能性がある本制度は、高所得者層に支えられている増収制度である。一方で、イラン情勢等を考慮すると、現制度が適用される令和8年分の株式等の譲渡所得等に大きく影響する相場見通しは依然不透明であり、新制度が適用される令和9年分の株式等の譲渡所得等においては尚更である。令和7年分の所得税の確定申告から本制度の対象となる高所得者層の本邦増収への貢献に対

^{*21} 図表6各年分の円グラフを取り上げた**3(2)**では、申告分離課税15%である株式等の譲渡所得等の顕著な増加に着目したが、他にも不動産取引等が対象となる申告分離課税15%の分離長期譲渡所得等も本制度の対象になりえる。ただし、令和6年分標本調査結果の第1表総括表の区分内訳における「他の区分に該当しない所得者」以外の不動産所得者、雑所得者など他の4区分の内訳を分析した結果、当該4区分の対象者は、そもそも基準所得税額自体が高い傾向にあり、新制度適用に増収効果は及ぼす階級が殆ど生じておらず、本稿推計に重要な影響を及ぼさない事を確認した。

し敬意を持ちつつ、証券市場に近い環境で活動する立場から、改正後の新制度の行方を見守りたいと考えている。

また、非上場会社の事業承継に関する助言を日常業務とする立場からは、前記 2(3) で述べた、事業承継における納税資金の確保のために利用されている「みなし配当の特例」(措法9の7①)の取扱いには、一定の配慮が必要と考える。同特例は、相続税の納税資金が必要とされる相続発生時に限り、発行会社による自己株式の取得によるみなし配当金額への課税(総合課税45%)を考慮し、分離課税の株式等の譲渡所得等とみなして課税を行う措置であり、税引き後の手取資金が増えることや譲渡により後継者が手放す株数を減らすことが可能となることで、事業承継が円滑に進むことに少なからず繋がっている。しかしながら、本制度の適用により相続税納税に必要な手取資金が減ることから、自己株式の取得のための譲渡対象株式数を増加する必要が生じる。よって、自己株式取得後の発行会社の株主構成の議決権比率に大きな影響

を及ぼすため、一定の制約になる可能性が想定される。租税特別措置法の趣旨や他の特例との均衡を踏まえ、本制度の計算構造から当該特例措置の影響を除外するなど、本邦における事業承継が変わらず円滑に進むことが可能となるように、租税特別措置法間の細やかな調整が必要である旨、本稿より提言したい。

生子 洋輔

(しょうじ・ようすけ)

野村資産承継研究所 主任研究員

- ◆**経歴** 有限責任監査法人トーマツ等を経て現職。
公認会計士・税理士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員、早稲田大学大学院会計研究科 非常勤講師
- ◆**共著** 『資産・事業承継対策の現状と課題』(大蔵財務協会)
『非上場株式の評価ガイドブック』(ぎょうせい)
- ◆**雑誌寄稿** 月刊税理 2017年8月号 特集『新評価通達による自社株評価の実務ポイント』等
資産承継 2021年6月号「持株会社化後の非上場株式の評価」、2022年12月号「役員年次給与・退職給与の適正額の判定等」